（連合会への通知事項）

第四条の四　（略）

2　前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請及び法第四十六条第一項の終了の承認の申請について準用する。

（規約の軽微な変更等）

第五条　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一～三　（略）

四　法第三条第三項第四号に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

五～八　（略）

九　令第三条第一号に掲げる事項

十　令第三条第二号に掲げる事項

十一　令第三条第三号に掲げる事項

十二　令第三条第四号に掲げる事項

十三　（略）

十四　令第三条第七号に掲げる事項

十五　令第三条第八号に掲げる事項（法第五十四条の四第二項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項に限る。）

十六　令第三条第九号に掲げる事項

十七・十八　（略）

2　法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第七号及び第八号に掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一～三　（略）

四　前項第五号に掲げる事項

五　前項第十四号に掲げる事項

六　前項第十五号に掲げる事項

七　前項第十六号に掲げる事項

八　前項第十七号に掲げる事項

九　前項第十八号に掲げる事項

（規約の変更の承認の申請）

第六条　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託（同条第二項の規定による再委託を含む。）に関する事項の変更にあっては、当該委託に係る契約書

三　法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあっては、当該契約の契約書

四・五　（略）

（連合会への通知事項）

第四条の四　（略）

2　前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請について準用する。

（規約の軽微な変更等）

第五条　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一～三　（新設）

四～七　（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

八　（略）

（新設）

（新設）

九　令第三条第八号に掲げる事項

十・十一　（略）

2　法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一～三　（略）

四　前項第四号に掲げる事項

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

五　前項第十一号に掲げる事項

（規約の変更の承認の申請）

第六条　法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託に係る契約（同条第二項の規定による再委託に係る契約を含む。）に関する事項の変更にあっては、当該契約に関する書類

三　法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあっては、当該契約に関する書類

四・五　（略）